

球都桐生展常設化事業補助金仕様書

1 業務の概要

(1) 業務名 球都桐生展常設化事業補助金

(2) 目的及び基本方針

ア 目的

- (ア) 桐生市に深く根ざし長年育まれてきた「野球文化」を、次世代へ継承し、さらなる発展を目指すこと。
- (イ) これまでの偉業や足跡を振り返る“過去の歴史”を展示するだけでなく、現在から未来へと受け継がれる“これからの歴史”一すなわち、記念すべき試合のユニフォームや用具、トロフィー等の「未来の歴史物」の収集・保管の拠点として、桐生の野球史を広い世代で継承し、桐生野球史をアップデートしていくこと。
- (ウ) 桐生市内の野球関係者や愛好者が世代や立場を超えてつながる、地域野球コミュニティの交流・連携の場を設けることで市民による地域野球への継続的な支援や参加意識の向上を目指すこと。

イ 基本方針

- (ア) 歴史的事実と現代の野球文化を融合した展示内容を構成すること。
- (イ) 体験・参加型要素を取り入れ、子どもから大人まで楽しめる施設とする。
- (ウ) 地域住民にとって親しみやすく、交流や学びの場として機能する設計とする。
- (エ) 球都桐生プロジェクトの理念に則り、桐生の野球文化の発展に寄与するものとする。

(3) 本業務の範囲

本業務の範囲は以下のとおりとする。

- ア 桐生市の要求を満たす球都桐生展常設化の整備・運営
- イ 整備した球都桐生展常設化の施設および展示品の保守・管理
- ウ 新規展示品の収集、および管理
- エ 球都桐生プロジェクトほか事業との連携
- オ 球都桐生展常設化に関する継続的な情報発信

(4) 履行期間

球都桐生展常設化整備・運営期間
選定日から令和 8 年 3 月 31 日まで

- (5) 履行場所
各事業者において作業を行う場所を確保し、当該費用は自己負担とする。

2 球都桐生展常設化に関する基本要件

- (1) 球都桐生展常設化整備・運営
球都桐生展常設化整備・運営の基本方針は以下のとおりとし、球都桐生プロジェクトの目的や基本方針等を勘案し、桐生市との協議を重ね作成すること。
- (2) 桐生市における野球の歴史的資料（学校・個人・団体・地域の所品）を収集し、半永久的に展示できる設計とする。過去の偉業と未来の担い手をつなぐ展示構成とすること。
- (3) 単なる資料展示にとどまらず、映像・音声等を活用して来場者が楽しめる設計とし、イベント等でも活用できること。
- (4) 展示の一部に更新可能なコーナー（例：現役選手の活躍情報、市内大会の記録、特集展示など）を設け、リアルタイム性を持たせること。
- (5) 学童野球大会・プロジェクト連動イベントとのコラボレーション展示も可能とする構成にすること。
- (6) 空調・照明・換気等の設備が適切に整備されていること
- (7) 企画展示や対話型イベントの開催が可能なスペースの確保を行い、地域住民やOB・有識者によるトークイベント、企画展示、教育プログラム等が開催できるスペースを設けること。
- (8) 委託運営を見据え、民間のノウハウと連携しながら、平日・休日問わず多様な来館者が楽しめる運営プランを提示すること。
- (9) 球都桐生プロジェクトの理念を理解し、球都桐生プロジェクトのその他事業との連携を図りながら、将来的な発展性を持った施設運営を構築する姿勢を持つこと。

3 スケジュール管理・遂行

- (1) 球都桐生展常設化整備・運営に関する計画書
受託者は選定後に、本業務における目標、作業項目と役割分担、スケジュール管理方法等を記した「球都桐生展常設化整備・運営計画書」を作成し、提出すること。

(2) 会議の開催

本事業の企画・設計・展示内容の検討および運営方針の決定にあたっては、適宜、球都桐生プロジェクト推進協議会事務局との協議・会議を行い、意見を反映させながら進行すること。なお、必要に応じて現地確認を含む実務調整も行うこと。

4 その他

(1) 支払い方法

ア 金額

見積採用金額に消費税相当額を加えたものとする。

イ 支払方法

別途協議するものとする。

(2) 機密保護

ア 個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密

(以下「秘密情報」という。)を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

イ 秘密情報を取り扱う責任者及び従事者は、秘密保持を誓約しなければならない。再委託先についても同様とする。

(3) 再委託

ア 本業務の委託契約部分にかかる業務の全部又は一部の処理を第三者に委託する場合、あらかじめ書面による再委託にかかる桐生市の承認を得る必要がある。

イ 委託者は、再委託先の行為について、全責任を負うこと。

(4) 権利の帰属

受託者から桐生市に引き渡された、この業務の対象となる成果物について、所有権、著作権、その他の当該成果物を利用するために必要な一切の権利は全て桐生市に帰属する。受託者は、前項の成果物につき、発注者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

(5) 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は受託者桐生市と協議を行うこと。